

新規上場の促進に向けた上場制度の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成26年1月16日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、平成25年9月に公表した「名証の利用促進に向けた新たな施策について」に基づき、中堅・中小企業の新規上場を促進する観点から、本則市場の上場審査基準における株式の流動性に係る基準について見直しを行うほか、セントレックスの上場審査基準等における上場時価総額基準を緩和するなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

	(備 考)
1. 本則市場の上場審査基準における株式の流動性に係る基準の見直し	
・新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、現行の「流通株式数」基準又は当該新設基準のいずれかの基準に適合すれば足りるものとします。	・株券上場審査基準第4条第1項第2号の2等
・「公募等の実施」に係る基準は、上場申請日から上場日の前日までに、1,000単位又は上場時に見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の公募又は売出しを行うこととします。	
2. セントレックスの上場審査基準等における「上場時価総額」の基準の緩和	
(1) 上場審査基準 上場日において3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。	・株券上場審査基準第6条第1項第2号
(2) 上場廃止基準 2億円未満の場合で、猶予期間内に2億円以上とならないときは、上場を廃止することとします。	・株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号等
3. 上場申請書類等の一部簡素化 新規上場申請者が上場申請から上場日までに提出することとしていた従来の書類を見直し、その一部の提出を要しないこととします。	・旧有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3) a等
4. その他 その他所要の改正を行います。	

III. 施行日

- ・平成26年1月23日から施行します。従いまして、改正付則中「当取引所が定める日」は「平成26年1月23日」といたします。

- ・ 1. 及び 2. (1)については、施行日以後に上場申請を行う者から適用します。
- ・ 2. (2)については、平成26年1月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用します¹。

以 上

1 ただし、平成26年3月末まで上場時価総額基準の取扱いの一部変更措置を適用することとしており、2. (2)の実質的な適用は平成26年4月を審査対象とする上場時価総額の審査からとなります。